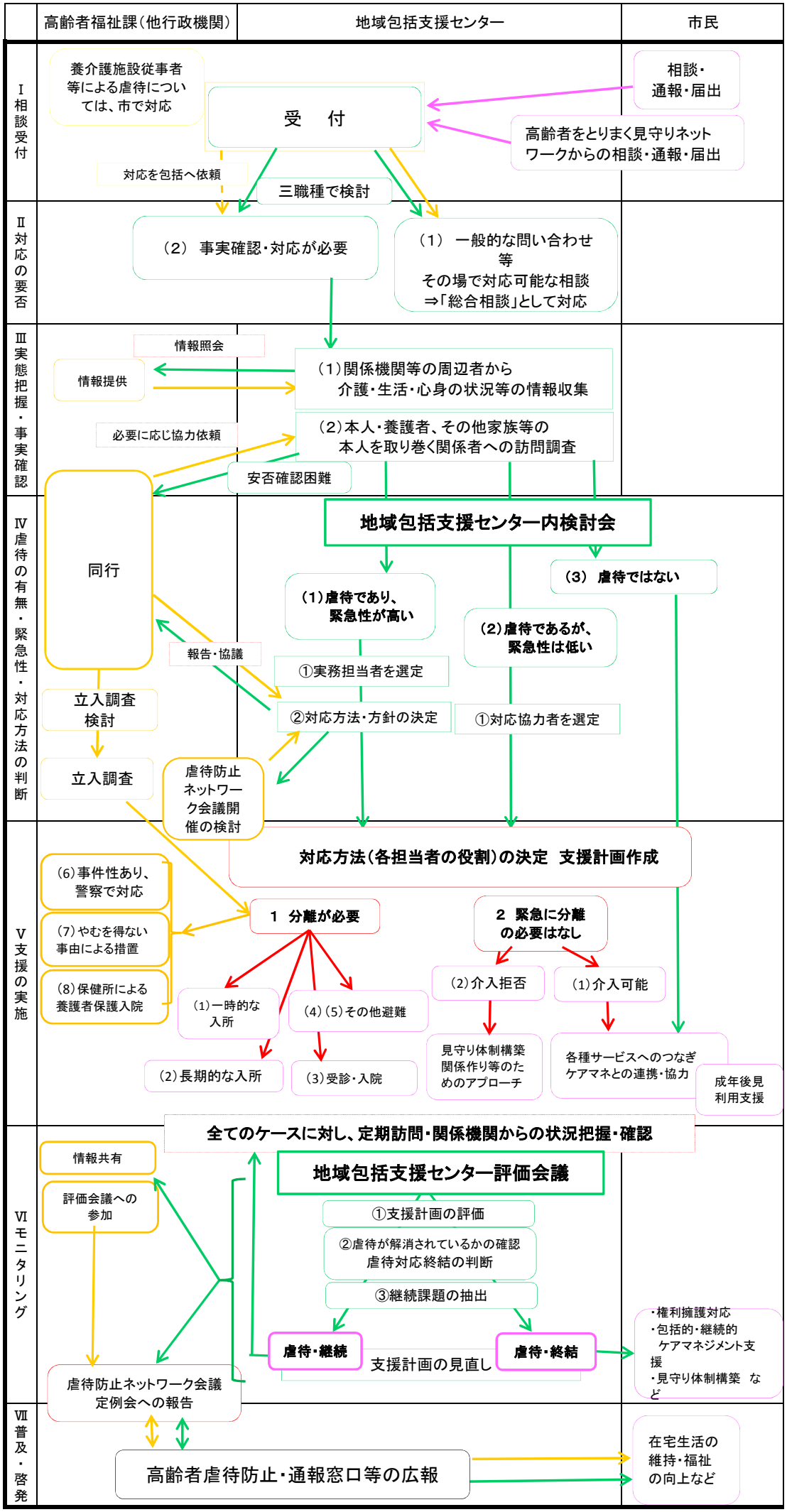
高齢者福祉課（他行政機関）
地域包括支援センター
市民
Ⅰ相談受付
養介護施設従事者等による虐待については、市で対応
受　付
相談・通報・届出
高齢者をとりまく見守りネットワークからの相談・通報・届出
対応を包括へ依頼
三職種で検討
Ⅱ対応の要否
（2） 事実確認・対応が必要
（1） 一般的な問い合わせ等
その場で対応可能な相談
⇒「総合相談」として対応
Ⅲ実態把握・事実確認
情報照会
情報提供
（1）関係機関等の周辺者から
介護・生活・心身の状況等の情報収集
必要に応じ協力依頼
（2）本人・養護者、その他家族等の
本人を取り巻く関係者への訪問調査
安否確認困難
Ⅳ虐待の有無・緊急性・対応方法の判断
同行
地域包括支援センター内検討会
（1）虐待であり、緊急性が高い
（2）虐待であるが、緊急性は低い
（3） 虐待ではない
報告・協議
①実務担当者を選定
②対応方法・方針の決定
①対応協力者を選定
立入調査検討
立入調査
虐待防止ネットワーク会議開催の検討
Ⅴ支援の実施
対応方法（各担当者の役割）の決定　支援計画作成
（6）事件性あり、警察で対応
（7）やむを得ない事由による措置
（8）保健所による養護者保護入院
1　分離が必要
2　緊急に分離の必要はなし
（1）一時的な入所
（2）長期的な入所
（3）受診・入院
（4）（5）その他避難
（2）介入拒否
（1）介入可能
見守り体制構築関係作り等のためのアプローチ
各種サービスへのつなぎ
ケアマネとの連携・協力
成年後見利用支援
Ⅵモニタリング
全てのケースに対し、定期訪問・関係機関からの状況把握・確認
情報共有
評価会議への参加
地域包括支援センター評価会議
①支援計画の評価
②虐待が解消されているかの確認
虐待対応終結の判断
③継続課題の抽出
虐待・継続
支援計画の見直し
虐待・終結
・権利擁護対応
・包括的・継続的
ケアマネジメント支援
・見守り体制構築　など
虐待防止ネットワーク会議定例会への報告
Ⅶ普及・啓発
高齢者虐待防止・通報窓口等の広報
在宅生活の維持・福祉の向上など